平成２４年（フ）第２７９８号
札幌市豊平区平岸３条９丁目４番10号　メゾンいさご203号、住民票上の住所札幌市中央区南５条東２丁目６番地２　セトルクラシカル407号
破産者　平尾紀美江
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０１号
札幌市北区北33条西６丁目２番１号　小嶺第二101号
破産者　盛永　寛子
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８号
北海道苫小牧市沼ノ端中央１丁目22番９号　レジオンドヌールⅡＢ―203、住民票上の住所北海道勇払郡むかわ町田浦35番地７
破産者　竹田　忠由
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第７２９号
埼玉県越谷市蒲生東町３番30号　コンフォート南越谷105号室
破産者　山田　雄途
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
埼玉県草加市花栗４丁目８番28号　花栗ＩＮＮ―103号
破産者　長坂　晴夫
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
埼玉県春日部市藤塚1408番地３
破産者　関根　徳子
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
静岡県三島市多呂111番地の１　芹沢ハイツ205
破産者　増田　千文
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０８号
広島市中区舟入南５丁目５番18―206号、申立時の住所広島市中区千田町１丁目３番２号
破産者　島の香こと　豊島　秀勝
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５８号
三重県津市八町３丁目６番14号　レオパレス宙105号室、申立時の住所広島県広島市中区本川町２丁目１番20―302号
破産者　田所　　聡
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９号
広島市南区堀越２丁目６番32号
破産者　吉田　真一
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８３０号
福岡市南区鶴田３丁目17番21―１号
破産者　井浦　弘喜
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３５号
横浜市青葉区しらとり台51番地10サングレイス青葉台305号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区小笹３丁目20番３号
破産者　尾崎　民子
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９６号
埼玉県比企郡小川町大字角山694番地２
破産者　長岡　君子
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２７０７号
神奈川県茅ヶ崎市若松町７番14号　湘南カンセールトシマＣ棟、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市萩園1103番地19
破産者　山形　貴彦
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０号
横浜市神奈川区菅田町867番地44　ハイデンス丸徳Ａ101号
破産者　向井　正司
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８７号
横浜市緑区北八朔町1468番地３
破産者　山口　　泉
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８９号
横浜市西区浅間町５丁目379番地１　サンビーム西横浜202号
破産者　渡邉　信義
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９０号
横浜市西区浅間町５丁目379番地１　サンビーム西横浜202号
破産者　渡邉　彰子
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９５号
神奈川県鎌倉市岩瀬603番地９
破産者　一村　浩二
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部